平成２９年（フ）第１１８９号
京都市北区鷹峯旧土居町１番地70　カナーズ洛北　301
破産者　品川　秀人
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
京都市山科区御陵大津畑町32番地６
破産者　さ～くること　仲田　憲悟
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
京都市南区吉祥院中島町30番地12
破産者　松本　憲幸
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
京都市中京区麩屋町通三条下る白壁町440番地　コモド麩屋町三条　201号
破産者　安田　篤史
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
京都市山科区御陵原西町55、住民票上の住所京都市山科区御陵原西町17番地６
破産者　鈴木電気こと　鈴木　　勝
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧309番地２
破産者　古野　貴文
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第８６号
大分市岩田町４丁目２番１Ａ９―281号
破産者　江藤　静雄
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
鹿児島県霧島市隼人町姫城757番地７、申立時の住所鹿児島県鹿児島市易居町10番16―401号
破産者　藤田章太郎
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
福岡市博多区西月隈１丁目７番12―205号、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市桜ケ丘５丁目41番地21　コンフォート優201号
破産者　寺原　浩次
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市高麗町８番14―1102号
破産者　春藤　義邦
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第３９１７号
埼玉県戸田市新曽南３丁目６－１－340
破産者　真島　昌人
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４号
東京都葛飾区宝町１―15―18、住民票上の住所東京都葛飾区東四つ木３丁目45―16
破産者　小杉早知子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９０６号
東京都渋谷区神宮前１丁目11番11号
破産者　株式会社プロージュ
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９０７号
秋田県由利本荘市小人町61―３、開始決定時の住所千葉県松戸市八ケ崎３丁目74―12
破産者　大友　孝徳
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８０号
東京都江東区大島５丁目45―９―418、開始決定時の住所東京都江東区亀戸２丁目38―９―1103
破産者　下野　一城
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６４１号
東京都調布市深大寺東町６丁目22―２
破産者　水谷　政洋
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４４２号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―４―1407
破産者　堀田　善慈
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７２号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目７―12―301
破産者　今野　健太
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７８０号
東京都板橋区高島平２丁目28―６―1431
破産者　石川　剛史
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部